

第766号
平成30年5月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

条 例	番号	頁数
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例	18	1
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	120	2
・放置自転車等の保管について	121	2
・抑留犬の公示について	122	3
・放置自転車等の保管について	123	3
・放置自転車等の保管について	124	3
・放置自転車等の保管について	125	4
・公示送達について	126	4
・地縁による団体の告示事項の変更について	127	4
・地縁による団体の告示事項の変更について	128	5
・平成30年第1回天理市議会臨時会の招集について	129	5
・放置自転車等の保管について	130	5
・放置自転車等の保管について	131	5
・放置自転車等の保管について	132	6
・地縁による団体の告示事項の変更について	133	6
・放置自転車等の保管について	134	7
・放置自転車等の保管について	135	7
・放置自転車等の保管について	136	7
・放置自転車等の保管について	137	8
・放置自転車等の保管について	138	8
・放置自転車等の保管について	139	9
・公示送達について	140	9
・放置自転車等の保管について	141	9

・放置自転車等の保管について	142	10
・平成30年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領について	143	10
・放置自転車等の保管について	144	13
・放置自転車等の保管について	145	13
・放置自転車等の保管について	146	13
・放置自転車等の保管について	147	14
・放置自転車等の保管について	148	14
・放置自転車等の保管について	149	15
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	17	15
・一般競争入札について	18	16
・一般競争入札について	19	18
・大和都市計画地区計画の変更について	20	19
・一般競争入札について	21	19
・一般競争入札について	22	22
・一般競争入札について	23	25
・農用地利用集積計画について	24	28
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	6	28
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	4	28
公営企業	番号	頁数
・大和都市計画天理市流域関連公共下水道の事業計画の変更について【告示】	8	29
・一般競争入札について【公告】	7	29
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	8	29

条 例

(平成30年4月26日揭示済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年4月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、平成31年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告 示

（平成30年4月6日掲示済）

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年4月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成30年4月6日から平成30年6月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - （2）返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - （1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - （2）移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成30年4月9日掲示済）

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年4月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年4月9日から平成30年6月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年4月9日揭示済)

天理市告示第122号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月9日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年4月9日

保護場所 天理市南六条町

種類 雑種

性別 雄

大きさ 中

毛色 白黒茶

首輪 黒色革製

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

(平成30年4月10日揭示済)

天理市告示第123号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年4月10日

3 移動対象区域

天理市西長柄町43番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年4月10日から平成30年6月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年4月10日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月10日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町6 9 8番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月10日から平成30年 6 月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月10日揭示済)

天理市告示第1 2 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 4 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月10日から平成30年 6 月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月11日揭示済)

天理市告示第1 2 6号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 4 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 4 月11日揭示済)

天理市告示第1 2 7号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月11日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市海知町554番地2	小 谷 侑 功
変更後	代表者	天理市海知町102番地	奥 田 昭 夫
変更年月日		平成30年 4月 1日	

(平成30年 4月11日 揭示済)

天理市告示第128号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月11日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市渋谷町448番地1	山 田 猛
変更後	代表者	天理市渋谷町441番地	河 合 修
変更年月日		平成30年 4月 1日	

(平成30年 4月12日 揭示済)

天理市告示第129号

平成30年第1回天理市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年 4月12日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成30年 4月19日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
 - 平成30年度天理市一般会計補正予算（第1号）
 - 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
 - 専決処分の承認を求めることについて
 - 損害賠償の専決処分の報告について
 - 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
 - 奈良県広域消防組合議会議員の選出について
 - 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

(平成30年 4月12日 揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4月12日から平成30年 6月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4月12日 揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 4 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月12日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町57番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月12日から平成30年 6 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月12日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 4 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月12日
 - 3 移動対象区域
天理市西長柄町34番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月12日から平成30年 6 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月13日揭示済)

天理市告示第133号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 4 月13日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町10559番地	千葉 幸 夫
変更後	代表者	天理市福住町10575番地 3	中 英 俊
変更年月日		平成30年 4 月 1 日	

(平成30年 4 月13日 掲示済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月13日から平成30年 6 月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月16日 掲示済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月16日から平成30年 6 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4 月17日 掲示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 4 月17日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年4月17日から平成30年6月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年4月18日揭示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年4月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年4月18日から平成30年6月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年4月19日揭示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年4月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年4月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年4月19日から平成30年6月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 4月20日 掲示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 4月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 4月20日から平成30年 6月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 4月20日 掲示済)

天理市告示第140号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 4月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年 4月23日 掲示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 4月23日
- 3 移動対象区域
天理市西嘉幡町310番地23先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 4 月23日から平成30年 6 月21日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 4 月23日 掲示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 4 月23日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 4 月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 4 月23日から平成30年 6 月21日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 4 月23日 掲示済)

天理市告示第143号

平成30年 4 月19日付で議決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

平成30年 4 月24日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,550,560千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 1,203,163	千円 △106,640	千円 1,096,523
	1 基金繰入金	1,203,163	△106,640	1,096,523
21 市債		2,080,900	△262,800	1,818,100
	1 市債	2,080,900	△262,800	1,818,100
歳 入 合 計		24,920,000	△369,440	24,550,560

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 2,537,700	千円 △369,440	千円 2,168,260
	2 小学校費	850,270	△369,440	480,830
歳 出 合 計		24,920,000	△369,440	24,550,560

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小 学 校 整 備 事 業	千円 285,400	証書借入れ 又は証券発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはその 融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	千円 22,600	補 正 前 に 同 じ		

(平成30年 4月24日 掲示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4月24日から平成30年 6月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4月26日 掲示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 4月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4月26日から平成30年 6月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 4月27日 掲示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 4月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成30年 4 月 27 日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 4 月 27 日から平成30年 6 月 25 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 5 月 1 日 掲示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成30年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成30年 4 月 30 日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 5 月 1 日から平成30年10月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 5 月 1 日 掲示済)

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。
平成30年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 5 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 5 月 1 日から平成30年 6 月 29 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 5 月 2 日 掲 示 済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 5 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 5 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 5 月 1 日から平成30年 6 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成30年 4 月10日 掲 示 済)

天理市公告第17号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年 4 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 担当部局
〒632-8555 天理市川原城町605番地
天理市総務部総務課
担当 片上・奥本
TEL 0743-63-1001
FAX 0743-62-5016
- 2 調達内容
 - (1) 調達件名 天理市立丹波市小学校ほか13教育施設で使用する電力の供給
 - (2) 需要場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校ほか13施設
 - (3) 予定使用電力量 「電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
 - (4) 予定力率 100%（平均）
 - (5) 契約期間 平成30年 7 月 1 日 0 時から平成31年 6 月30日24時まで
- 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
 - (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（会社更生法に当たっては更生手続き開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
 - (8) 天理市外に本社営業所等を有する者にとっては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にとっては、市税及び国税に滞納がないこと。
 - (9) 天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
 - (10) 別に定める「天理市電力の調達に係る環境配慮方針」の「天理市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていること。
 - (11) 当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有する者であること。
- 4 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所
問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。
 - 5 入札参加資格の確認の申請
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。
 - (1) 提出期限 平成30年4月20日（金）17時00分まで
 - (2) 提出場所 1に同じ
 - 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年5月9日（水）14時00分
奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533会議室
 - (2) 入札書の提出方法
郵便による入札は認めないものとし、入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。）が入札書を入札執行職員に直接提出しなければならない。
 - 7 入札の無効
入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
 - (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) 入札参加資格のない者が行った入札
 - (9) その他入札条件に違反した入札
 - 8 入札手続き等
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 免除
 - (3) 契約書作成の要否 要する
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 支払条件 仕様書のとおり
 - (6) 詳細は仕様書による。

（平成30年4月10日揭示済）

天理市公告第18号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年4月10日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町605番地

天理市総務部総務課

担当 片上・奥本

T E L 0743-63-1001

F A X 0743-62-5016

2 調達内容

- (1) 調達件名 天理市文化センターほか2施設で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 天理市守目堂町117番地 天理市文化センターほか2施設

- (3) 予定使用電力量 「電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (4) 予定力率 100%（平均）
 - (5) 契約期間 平成30年7月1日0時から平成31年6月30日24時まで
- 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
 - (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（会社更生法に当たっては更生手続開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
 - (8) 天理市外に本社営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
 - (9) 天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
 - (10) 別に定める「天理市電力の調達に係る環境配慮方針」の「天理市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていること。
 - (11) 当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有する者であること。
- 4 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所
問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。
- 5 入札参加資格の確認の申請
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出期限 平成30年4月20日（金）17時00分まで
 - (2) 提出場所 1に同じ
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年5月9日（水）13時30分
奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533会議室
 - (2) 入札書の提出方法
郵便による入札は認めないものとし、入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。）が入札書を入札執行職員に直接提出しなければならない。
- 7 入札の無効
入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。
- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
 - (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) 入札参加資格のない者が行った入札
 - (9) その他入札条件に違反した入札
- 8 入札手続き等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 免除
 - (3) 契約書作成の要否 要する
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 支払条件 仕様書のとおり
 - (6) 詳細は仕様書による。

(平成30年 4 月10日 掲示済)

天理市公告第19号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年 4 月10日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町605番地
天理市総務部総務課
担当 片上・奥本
TEL 0743-63-1001
FAX 0743-62-5016

2 調達内容

- (1) 調達件名 天理市立丹波市小学校ほか13教育施設で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校ほか13施設
- (3) 予定使用電力量 「電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 予定力率 100%（平均）
- (5) 契約期間 平成30年 7 月 1 日 0 時から平成31年 6 月30日24時まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（会社更生法に当たっては更生手続開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 天理市外に本社営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (9) 天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (10) 別に定める「天理市電力の調達に係る環境配慮方針」の「天理市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていること。
- (11) 当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有する者であること。

4 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成30年 4 月20日（金）17時00分まで
- (2) 提出場所 1に同じ

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年 5 月 9 日（水）14時00分
奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533会議室

(2) 入札書の提出方法

郵便による入札は認めないものとし、入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。）が入札書を入札執行職員に直接提出しなければならない。

7 入札の無効

入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
 - (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) 入札参加資格のない者が行った入札
 - (9) その他入札条件に違反した入札
- 8 入札手続き等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 免除
 - (3) 契約書作成の要否 要する
 - (4) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 支払条件 仕様書のとおり
 - (6) 詳細は仕様書による。

(平成30年 4月11日 揭示済)

天理市公告第20号

大和都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。
 平成30年 4月11日

天理市長 並 河 健

- 1. 都市計画の種類及び名称
 大和都市計画地区計画
 遠田地区地区計画
- 2. 都市計画を定める土地の区域
 天理市遠田町の一部
- 3. 都市計画の案の縦覧場所
 天理市川原城町605番地
 天理市建設部まちづくり計画課
- 4. 都市計画の案の縦覧期日
 平成30年 4月11日から平成30年 4月25日まで
- 5. 都市計画の案に対する意見書の提出要領
 市民及び利害関係人は意見書を提出することができる。市に意見を提出する場合は、住所、氏名、年齢、連絡先、意見及びその理由を記載した文書を市長宛で、平成30年 4月25日までに必着で、天理市建設部まちづくり計画課へ郵送または持参すること。

(平成30年 4月16日 揭示済)

天理市公告第21号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。
 平成30年 4月16日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立丹波市小学校・前栽小学校・山の辺小学校
 空調設備新設工事
- (2) 工 事 場 所 天理市丹波市町他
- (3) 工 事 概 要 空気調和設備新設工事 一式
 丹波市小学校 6棟：9室 9-1棟：7室 計16室
 前栽小学校 26棟：6室 27棟：9室 31棟：15室
 計30室
 山の辺小学校 1-1棟：10室 1-2棟：3室 計13室
 配管・保温工事 一式
 受変電設備改修工事 一式
 非常用発電設備新設工事 一式
 電力設備工事 一式

- 上記に伴う建築付帯工事 一式
- (4) 工 期 平成30年8月31日まで
- (5) 予 定 価 格 136,209,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 122,588,640円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有する者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑥ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑦ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
- 名 称 ㈱京成設計 天理営業所
住 所 天理市東井戸堂町337番地の42

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交 付 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交 付 場 所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提 出 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提 出 場 所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提 出 部 数 各1部
 - ④ 提 出 方 法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立丹波市小学校・前栽小学校・山の辺小学校空調設備新設工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年 4 月16日（月）から 平成30年 5 月 2 日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年 4 月16日（月）から 平成30年 5 月 2 日（水）まで 仕様書は天理市ホームページから閲覧できます。
質問書の提出期限	平成30年 5 月 2 日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成30年 5 月10日（木）
質問書への回答日	平成30年 5 月10日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成30年 5 月15日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成30年 5 月18日（金）
入札書到着期限日	平成30年 5 月21日（月） 書留郵便にて 日本郵便株式会社 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成30年 5 月22日（火） 午前10時50分
くじを行う場合の日時	平成30年 5 月22日（火） 午後 2 時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成30年 4 月16日 掲示済)

天理市公告第22号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年 4 月16日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立二階堂小学校・井戸堂小学校・櫛本小学校
空調設備新設工事
- (2) 工 事 場 所 天理市二階堂南菅田町他
- (3) 工 事 概 要 空気調和設備新設工事 一式
二階堂小学校 5-1 棟：11室・17棟：7 室 計18室
井戸堂小学校 19棟：7 室・20棟：8 室 計15室
櫛本小学校 13-1 棟：6 室・13-2 棟：4 室・13-3 棟：4 室
28-1 棟：4 室 計18室
配管・保温工事 一式
受変電設備改修工事 一式
非常用発電設備新設工事 一式
電力設備工事 一式
上記に伴う建築付帯工事 一式
- (4) 工 期 平成30年 8 月31日まで
- (5) 予 定 価 格 1 1 3, 4 0 0, 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 1 0 2, 0 6 0, 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有す

る者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑥ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑦ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

名 称 ㈱京成設計 天理営業所
住 所 天理市東井戸堂町337番地の42

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交 付 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交 付 場 所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提 出 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提 出 場 所 第3(1)に同じ。

③ 提 出 部 数 各1部

④ 提 出 方 法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工

事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立二階堂小学校・井戸堂小学校・櫛本小学校空調設備新設工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年 4月16日（月）から 平成30年 5月 2日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年 4月16日（月）から 平成30年 5月 2日（水）まで 仕様書は天理市ホームページから閲覧できます。
質問書の提出期限	平成30年 5月 2日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成30年 5月10日（木）
質問書への回答日	平成30年 5月10日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成30年 5月15日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成30年 5月18日（金）
入札書到着期限日	平成30年 5月22日（火） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成30年 5月23日（水） 午前10時50分
くじを行う場合の日時	平成30年 5月23日（水） 午後 2時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成30年 4月16日 掲示済）

天理市公告第23号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年 4月16日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立朝和小学校・柳本小学校空調設備新設工事
- (2) 工 事 場 所 天理市成願寺町他
- (3) 工 事 概 要 空気調和設備新設工事 一式
朝和小学校 13棟：12室 25棟：8室 計20室
柳本小学校 6-2棟：6室 12棟：8室 計14室
配管・保温工事 一式
受変電設備改修工事 一式
電力設備改修工事 一式
上記に伴う建築付帯工事 一式
- (4) 工 期 平成30年 8月31日まで
- (5) 予 定 価 格 77,284,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 69,556,320円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者のうち奈良県内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有する者であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑥ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑦ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

名 称	㈱京成設計 天理営業所
住 所	天理市東井戸堂町337番地の42

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交 付 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交 付 場 所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提 出 期 間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提 出 場 所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提 出 部 数 各1部
 - ④ 提 出 方 法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立朝和小学校・柳本小学校空調設備新設工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年 4 月16日（月）から 平成30年 5 月 2 日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年 4 月16日（月）から 平成30年 5 月 2 日（水）まで 仕様書は天理市ホームページから閲覧できます。
質問書の提出期限	平成30年 5 月 2 日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成30年 5 月10日（木）
質問書への回答日	平成30年 5 月10日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成30年 5 月15日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成30年 5 月18日（金）
入札書到着期限日	平成30年 5 月24日（木） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成30年 5 月25日（金） 午前10時50分
くじを行う場合の日時	平成30年 5 月25日（金） 午後 2 時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成30年 5 月 1 日 掲示済)

天理市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成30年 4 月10日 掲示済)

天教告示第6号

平成30年 4 月13日午後2時から4月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 4 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成30年 4 月27日 掲示済)

天農委告示第4号

平成30年 5 月 8 日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 4 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第5条に関する申請について

議案第3号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

②農地転用許可後の事業計画変更について

公営企業

(平成30年 4 月27日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 8 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画下水道の（変更）認可に係る図書の写しの送付を奈良県知事より受けたので、次のとおり告示し、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により縦覧に供する。

平成30年 4 月 9 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

1. 施行者の名称
天理市
2. 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道
3. 事業施行期間
変更後の事業施行期間
昭和43年 9 月20日から平成37年 3 月31日まで
4. 事業地
変更後の事業地
 - (1) 収用の部分
昭和49年 4 月奈良県告示第79号、昭和51年 1 月奈良県告示第530号、昭和51年 3 月奈良県告示第683号、昭和54年10月奈良県告示第403号、昭和57年 1 月奈良県告示第652号、昭和58年 8 月奈良県告示第303号、昭和63年 8 月奈良県告示第297号、平成 2 年 4 月奈良県告示第43号、平成 5 年12月奈良県告示第489号、平成 9 年 3 月奈良県告示第558号、平成12年 8 月奈良県告示第209号、平成14年 7 月奈良県告示第195号、平成19年11月奈良県告示第300号及び平成23年 3 月奈良県告示第417号の事業地のうち吉田町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
平成23年 3 月奈良県告示第417号のとおり
5. 縦覧場所
天理市上下水道局下水道課

(平成30年 4 月16日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 7 号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成30年 4 月16日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成30年 4 月16日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定下水道工事店

商 号 高井設備工業

代表者 高井 英章

住 所 奈良県大和郡山市北郡山町182-24

(平成30年 2 月 2 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 8 号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 4 月23日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	勾田町の一部